

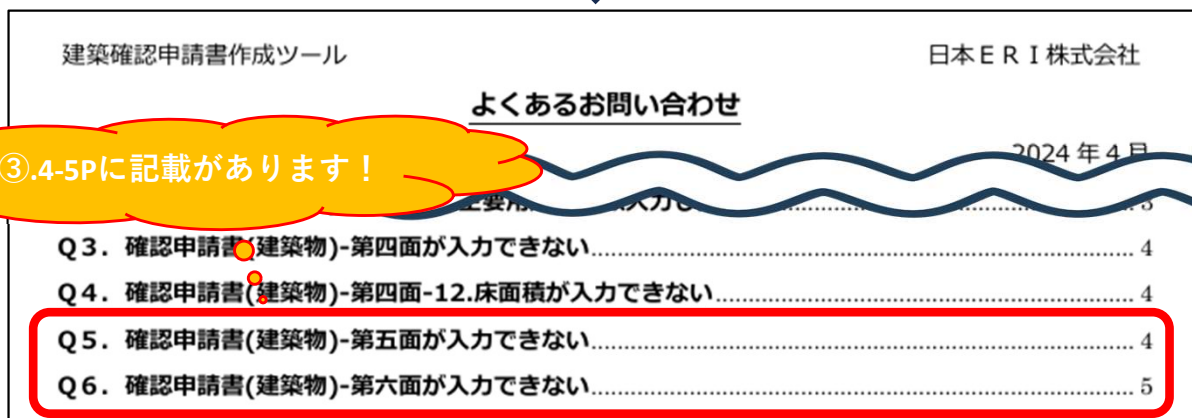
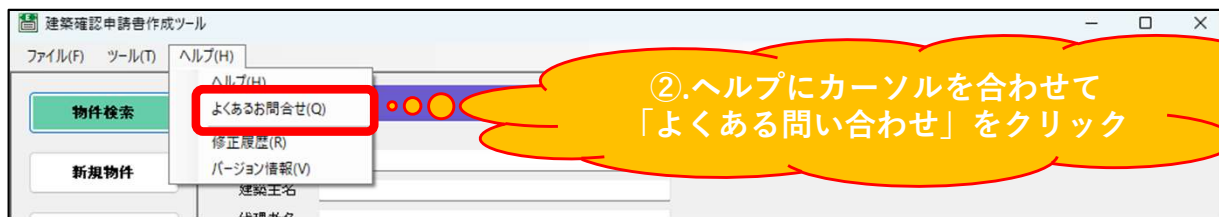
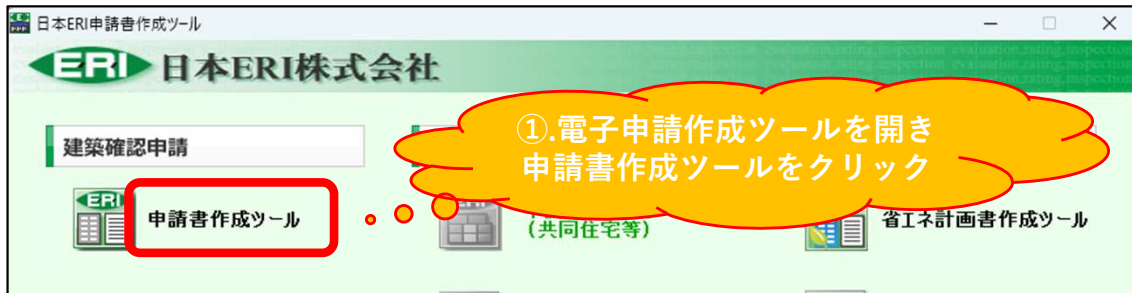
# お客様からのご意見・ご要望



申請書作成ツールで第五面と第六面の入力わかりづらいです。

A

下記の「よくあるお問い合わせ」に入力方法が記載されています。次ページに資料がありますのでご確認ください。他にもお困りのさいは一度こちらをご確認いただけますと、回答があるかもしれません。ご活用いただければ幸いです。



省エネ適判（又は性能評価等の）申請と確認申請を一緒に提出した場合、それぞれの審査結果は社内で共有されますか？

A

両方の申請を当社でご利用された場合、ワンストップでのメリットが最大限活かされるよう、社内で情報共有し交付処理の円滑化に努めまっています。

## 第五面入力方法

### A4. 第四面-8.階数欄から作成します。

8. 階数	
イ. 地階を除く階数	5 階
ロ. 地階の階数	1 階
ハ. 昇降機塔等の階の数	0 階
ニ. 地階の倉庫等の階の数	0 階

**第五面を新規作成** ※第五面に該当する各階の概要は、「12.床面積」欄から参照・編集可能です

イ欄から二欄までを入力し「第五面を新規作成」ボタンをクリックします

### Q5. 確認申請書(建築物)-第五面が入力できない

#### A5. 第四面-12.床面積欄から入力します。

Q4の手順を行なうと、12.床面積に必要な階数分の入力欄が追加されます。そちらの「第五面」ボタンをクリックして、入力欄を表示します。

12. 床面積								
階	番号	統合階	統合	階名	申請部分	申請以外の部分	合計	
F	5		<input type="checkbox"/>		階			<b>第五面</b>
F	4		<input type="checkbox"/>		階			<b>第五面</b>

## 第六面入力方法

### Q6. 確認申請書(建築物)-第六面が入力できない

#### A6. 構造上の棟数分の第六面を作成します。

左側の「第六面」ボタンをクリックして表示した画面で「独立部分の数」欄を入力した上で「追加」ボタンをクリックします。

確認申請書 (建築物)		独立部分入力 第六面(建築物独立部分概要)	
第一面		第六面を作成する棟の「独立部分の数」を入力して「追加」ボタンをクリックして下さい。	
第二面		棟番号	棟名
第三面		1	テストA棟
第四面~第五面		独立部分の数	1
<b>第六面</b>			<b>追加</b>
注意事項			
建築工事届			

※基本的には申請に係る棟数が「独立部分の数」となりますが、エキスパンションジョイント等により意匠上の棟数と構造上の棟数が異なる場合は、構造上の棟数を入力します。